

# 総合文化学科規程

## (趣旨)

第1条 東北文教大学短期大学部（以下「本学」という。）総合文化学科規程は、本学学則第1条に規定する目的を達成するため教育目標等を明確にすることを趣旨とし制定する。

## (学科の目的)

第2条 本学総合文化学科は、「敬・愛・信」の建学の精神に則り、人間と社会の総合的な知見と実務的な能力を兼ね備え、高いコミュニケーション能力を活かして地域社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

## (教育目標)

第3条 総合文化学科は、社会を生き抜く力を身につけた人材を育成することを教育目標とする。以下に詳細を定義する。

- (1) 社会を生き抜く力とは、「社会の変化に応じて自己を適応させていく力」と「働き方や暮らし方をより良く更新し続ける力」のことであり、この二つの力は汎用的能力によって支えられる。
- (2) 汎用的能力は、学問の知見や方法を身につけ、それを自己と結び付けて理解し習得すること、実際の・実務的な課題解決型の学習を行うこと、などを通して養う。
- (3) 汎用的能力に基づき、常に学び続けることの意義を理解し、習慣づけていくことで、社会のなかで自己を活かし続ける力を身につける。

## (入学者受け入れの方針)

第4条 総合文化学科の入学者受け入れの方針は、次の観点を満たしているものとする。

- (1) 自分と他人との関わりや社会のあり方などに興味と関心を持ち、自分の生き方を考える力を身につけたいという意欲があること。
- (2) 人間や社会について探求するための具体的方法を学びたいという意欲があること。
- (3) 実社会に役立つ能力を身につけたいという意欲があること。
- (4) 人間や社会がかかえる課題について、積極的に考えてみようという意欲があること。

## (教育課程編成の方針)

第5条 総合文化学科では学位授与の方針を踏まえて、次のような基本方針のもとで教育課程を編成する。

- (1) 基礎科目では、汎用的能力・社会人としての基礎的能力を身につけるため、「アカデミックスキル」「基礎学力」「キャリア」「メディアリテラシー」「総合」「リサーチ入門」の各区分に科目を配置する。
- (2) コア科目では、学問の方法を身につけ、歴史と文化を踏まえて人間や社会の出来事を総合的に理解し説明できるようになるため、「ことばとコミュニケーション」「現代と

情報メディア」「文化の多様性」の3系統を設けそれぞれに科目を配置し、各系統をより広く学ぶために「関連」の各区分に科目を配置する。

- (3) 共通科目では、実務遂行能力を身につけ、知識や技術をもとにコミュニケーション能力を高めるために、「教養」「語学」「情報」「医療秘書士」「図書館司書」の各区分に科目を配置する。
- (4) 発展必修科目では、コア科目の3系統における学修と連動しつつ、文化や社会の多様な課題を分析・考察し自己の問題として課題解決への方向性を示すことができるようになるため、「卒業研究」科目を配置する。
- (5) 発展応用科目では、汎用的能力・社会人としての基礎的能力、学問の方法、実務遂行能力・コミュニケーション能力をさらに高めるため、「ハイレベル」区分に科目を配置する。

#### (教員)

第6条 総合文化学科の授業は、本学の専任教員、専任教員の兼担（以下「兼任教員」という）及び兼任教員が担当する。

#### (学科長)

第7条 総合文化学科に学科長を置く。

- 2 学科長は総合文化学科を代表し、総合文化学科の業務を統括する。

#### (学科会議)

第8条 総合文化学科運営に関する事項については、総合文化学科会議において審議する。

#### (卒業要件)

第9条 総合文化学科の卒業要件は、2年以上在学すること。

- 2 基礎科目についてはリサーチ入門から2単位以上を含め16単位以上、発展必修科目については4単位、コア科目については10単位以上（ことばとコミュニケーション、現代と情報メディア、文化の多様性から4単位以上、関連から6単位以上）を含め、総計62単位とする。

#### (学位授与の方針)

第10条 総合文化学科では、東北文教大学短期大学部学位規程に基づき、以下のことを身につけた者に学位を授与するものとする。

- (1) 汎用的能力を身につけ、自己を理解し他者の考えや立場も尊重しながら主体的に行動する力、様々な課題に対応し解決する力、働くことを意義づけて人生を設計する力、として応用することができる。
- (2) 学問の方法を身につけ、人間や社会・地域について、歴史と文化を踏まえながら総合的に理解し、社会事象を説明することができる。
- (3) 実務遂行能力を身につけ、習得した知識やスキルを基盤として、コミュニケーション能力を高め、実社会に役立つ力として発揮することができる。

- (4) 学問の実践力を身につけ、社会や地域がかかえる課題について、歴史や文化、産業等に関連させながら分析・考察し、課題解決への方向性を示すことができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。